職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長　船　木　孝　和

広島県人事委員会規則第八号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第一条　職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（扶養手当） 第十五条の三　（略） 2　（略） 3　給与条例第十条第五項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当区分が三種以上の職員を占める職員とする。 第十六条　新たに給与条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、別記様式第一号の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。 2　前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。	（扶養手当） 第十五条の三　（略） 2　（略） 第十六条　給与条例第十一条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による扶養親族届により行うものとする。 2　任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が、職員から前項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定し、その認定に係る事項を別記様式第二号による扶養手当認定簿に記載するものとする。 3　扶養手当を受けている職員が特定管理職員（給与条例第六条第二項に規定する特定管理職員をいう。）となつたときは、任命権者は、当該職員の認定に係る扶養手当認定簿に基づいてその適用の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて扶養手当の支給を終了し、又はその適用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定することができるものとする。 4　任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。 一　職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者 二　年額百三十万円程度以上の恒常的な所得があると見込まれる者 5　職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定する

第十六条の二　任命権者は、前条第一項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第二項に規定する場合においても、同様とする。

2　任命権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を別記様式第二号の扶養手当認定簿に記載するものとする。

第十六条の三　扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第十条第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第十六条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2　扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3　給与条例第十条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一　職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者

二　年額百三十万円程度以上の恒常的な所得があると見込まれる者

4　職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

5　任命権者は第十六条の二第一項及び前項の

ことができる。

6　任命権者は第二項から第五項までの認定を行うときその他必要と認めるときは扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

認定を行うときその他必要と認めるときは扶養の事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

第十七条　（略）

2　（略）

3　第十五条の三から第十六条の三まで及び前二項に定めるもののほか、扶養手当に関し必要な事項は、別に定める。

第二十六条の二の二　（略）

一―六　（略）

七　情報職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級以上の職員

（勤勉手当）

第二十七条　（略）

2　（略）

3　（略）

一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員

イ　勤務成績が特に優秀な職員　百分の百二十四以上百分の三百十五以下（特定幹部職員（給与条例第十八条第二項第二号イに規定する特定幹部職員をいう。以下同じ。）にあつては、百分の百五十以上百分の三百七十五以下）

ロ―ニ　（略）

二　（略）

三　任期付職員条例第六条第一項に規定する特定任期付職員

イ　勤務成績が優秀な職員　百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五以下

ロ　勤務成績が良好な職員　百分の七十七・五

ハ　勤務成績が良好でない職員　百分の七十一以下

4　前項の場合において、職員の成績率を同項第一号ニ、第二号ハ及び第三号ハに該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

5―10　（略）

別表第十三（第二十六条の二の三関係）

給料表	職員	加算割合
（略）	（略）	（略）
医療職給料表㈢	（略）	（略）
情報職給料表	職務の級五級以上の職員	百分の十五（人事委員会が別に定める職員にあつては、百分の二十）
	職務の級四級の職員	百分の十（人事委員会が別に定める職員にあつては、百分の十五）

第十七条　（略）

2　（略）

第二十六条の二の二　（略）

一―六　（略）

（勤勉手当）

第二十七条　（略）

2　（略）

3　（略）

一　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

イ　勤務成績が特に優秀な職員　百分の百二十四以上百分の二百十以下（特定幹部職員（給与条例第十八条第二項第二号イに規定する特定幹部職員をいう。以下同じ。）にあつては、百分の百五十以上百分の二百五十以下）

ロ―ニ　（略）

二　（略）

4　前項の場合において、職員の成績率を同項第一号ニ及び第二号ハに該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

5―10　（略）

別表第十三（第二十六条の二の三関係）

給料表	職員	加算割合
（略）	（略）	（略）
医療職給料表㈢	（略）	（略）

職務の級三級の職員	百分の十	
職務の級二級の職員のうち人事委員会が定めるもの	百分の五	
		（略）
（略）	（略）	（略）

備考

1　この表の給料表欄の給料表（行政職給料表、医療職給料表㈠、情報職給料表、任期付職員条例第六条第一項の給料表、任期付研究員条例第五条第一項の給料表及び任期付研究員条例第五条第二項の給料表を除く。）に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の一級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会が特に必要と認めるものについては、加算割合が百分の五と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

2・3　（略）

		（略）
（略）	（略）	（略）

備考

1　この表の給料表欄の給料表（行政職給料表、医療職給料表㈠、任期付職員条例第六条第一項の給料表、任期付研究員条例第五条第一項の給料表及び任期付研究員条例第五条第二項の給料表を除く。）に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の一級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会が特に必要と認めるものについては、加算割合が百分の五と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

2・3　（略）

別記様式第一号及び第二号を次のように改める。

改　正　後	改　正　前
別記様式第一号（第十六条関係） 扶　養　親　族　届 （略） （略） 給与規則第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。（証拠書類通添付） 届出の理由（該当する□にレ印を付すこと。） □1　新たに職員となった又は新たに給与条例第 10 条の規定の適用の対象となった □2　本庁局長級職員、本庁部長級職員又は特定管理職員等から降格等となった □3　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある □4　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある ※　1・3・4 については、本庁局長級職員及び特定管理職員等にあっては子に係る事由が生じた場合に、本庁部長級職員にあっては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。 （略） 記入上の注意 1―3　（略） 4　「届出の事由」欄には、届出の理由の 3 又は 4 に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満 60 歳以上等）をそれぞれ記入する。 5　特定管理職員等とは、給与条例第６条第２項に規定する特定管理職員及び給与条例第 10 条第５項に規定する特定情報職務従事職員をいう。 （略） **様式第二号**（第十六条の二関係）　（略）	**別記様式第一号**（第十六条関係） 扶　養　親　族　届 （略） （略） 給与条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。（証明書類通添付） 届出の理由（該当する□にレ印を付すこと。） イ　特定管理職員以外の職員 □1　新たに職員となった（職員の給与の支給に関する規則第 15 条の３第１項に規定する職員（以下「本庁局長級職員」という。）にあっては、扶養親族たる子がある場合に限る。） □2　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある（本庁局長級職員にあっては、子に限る。） □3　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満 22 歳の年度末を超えた者を除く） ロ　特定管理職員（行政職給料表５級以上の職員） □1　新たに職員となった □2　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある □3　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（満 22 歳の年度末を超えた子を除く） （略） 記入上の注意 1―3　（略） 4　「届出の事由」欄には、届出の理由の 2 又は 3 に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満 60 歳以上等）をそれぞれ記入する。 （略） **様式第二号**（第十六条関係）　（略）

第二条　職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
様式第十九号（第二十六条の七関係） 処　　分　　説　　明　　書 （略） （一時差止処分の取消し）　（略） 1　この処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合 2―4　（略）	**様式第十九号**（第二十六条の七関係） 処　　分　　説　　明　　書 （略） （一時差止処分の取消し）　（略） 1　この処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合 2―4　（略）

第三条　職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別記様式第一号（第十六条関係） 扶　養　親　族　届 （略） （略） （略） 届出の理由（該当する□にレ印を付すこと。） □1　（略） □2　本庁局長級職員又は特定管理職員等から本庁局長級職員又は特定管理職員等以外の職員となった □3・4　（略） ※　1・3・4 については、本庁局長級職員及び特定管理職員にあっては子に係る事由が生じた場合に限る。 記入上の注意 1―3　（略） 4　「届出の事由」欄には、届出の理由の 3 又は 4 に該当する場合にその事由（例えば出生、死亡、満 60 歳以上等）をそれぞれ記入する。 5　（略） （略）	**別記様式第一号**（第十六条関係） 扶　養　親　族　届 （略） （略） （略） 届出の理由（該当する□にレ印を付すこと。） □1　（略） □2　本庁局長級職員、本庁部長級職員又は特定管理職員等から降格等となった □3・4　（略） ※　1・3・4 については、本庁局長級職員及び特定管理職員等にあっては子に係る事由が生じた場合に、本庁部長級職員にあっては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。 記入上の注意 1―3　（略） 4　「届出の事由」欄には、届出の理由の 3 又は 4 に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満 60 歳以上等）をそれぞれ記入する。 5　（略） （略）

（職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第四条　職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1　（略） 2　職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第六条第二項に規定する特定管理職員、給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）第六条第一項に規定する特定任期付職員以外の職員（警察職員を除く。）に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、改正後の規則第二十七条第三項第一号イ、ロ及びハ並びに同項第二号イ及びロの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。 一・二　（略） 3　（略）	附則 1　（略） 2　職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第六条第二項に規定する特定管理職員及び給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員以外の職員（警察職員を除く。）に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、改正後の規則第二十七条第三項第一号イ、ロ及びハ並びに同項第二号イ及びロの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。 一・二　（略） 3　（略）

（職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第五条　職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1・2　（略） （職員の給料の調整額に関する経過措置） 3　当分の間、職員の給与の支給に関する規則（以下「給与規則」という。）第十五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「調整数を乗じて得た額に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同条第二項及び第三項に規定する調整基本額が給料月額の百	附則 1・2　（略） （職員の給料の調整額に関する経過措置） 3　当分の間、職員の給与の支給に関する規則（以下「給与規則」という。）第十五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同条第二項及び第三項に規定する調整基本額が給料月額の百

改正後	改正前
の四・五を超える場合を除く。 4　当分の間、職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第八号）附則第四項の規定の適用については、同項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは「調整数を乗じて得た額に百分の百・五を乗じて得た額」と、「勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とあるのは、「勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。 5―7　（略） （市町立学校職員の給料の調整額に関する経過措置） 8　当分の間、市町給与規則第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同条第二項及び第三項に規定する調整基本額が給料月額の百分の四・五を超える場合を除く。 9・10　（略）	分の四・五を超える場合を除く。 4　当分の間、職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第八号）附則第四項の規定の適用については、同項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額」と、「勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とあるのは、「勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。 5―7　（略） （市町立学校職員の給料の調整額に関する経過措置） 8　当分の間、市町給与規則第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同条第二項及び第三項に規定する調整基本額が給料月額の百分の四・五を超える場合を除く。 9・10　（略）

第六条　職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 （施行期日等） 1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三項の規定は、令和二年四月一日から施行する。 2　（略）	附　則 （施行期日等） 1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三項から第十項までの規定は、令和二年四月一日から施行する。 2　（略） （職員の給料の調整額に関する経過措置） 3　当分の間、職員の給与の支給に関する規則（以下「給与規則」という。）第十五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同条第二項及び第三項に規定する調整基本額が給料月額の百分の四・五を超える場合を除く。 4　当分の間、職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年広島

県人事委員会規則第八号）附則第四項の規定の適用については、同項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは「調整数を乗じて得た額に百分の百・五を乗じて得た額」と、「勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とあるのは、「勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。

5　前二項の規定（附則第三項ただし書きを除く。）は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料の月額に含まれる給料の調整額には適用しない。

一　職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第十四条の二に規定する特地勤務手当

二　給与条例第十四条の三に規定する特地勤務手当に準ずる手当

（職員の時間外勤務手当等の算定に関する経過措置）

6　当分の間、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号。以下「令和元年一部改正条例」という。）附則第三条第一項並びに附則第三項及び第四項の規定（附則第三項ただし書を除く。）は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料の月額には適用しない。

一　給与規則第二十四条第四項第二号に規定する特地勤務手当

二　給与規則第二十四条第四項第三号に規定する特地勤務手当に準ずる手当

三　市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（以下「市町給与規則」という。）第十三条の規定により給与規則第二十四条第四項第二号に規定する特地勤務手当を読み替えて適用するべき地手当

四　市町給与規則第十三条の規定により給与規則第二十四条第四項第三号に規定する特地勤務手当に準ずる手当を読み替えて適用するべき地手当

7　（略）

（市町立学校職員の給料の調整額に関する経過措置）

8　当分の間、市町給与規則第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同条第二項及び第三項に規定する調整基本額が給料月額の百分の四・五を超える場合を除く。

9　前項の規定（前項ただし書きを除く。）は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料の月

3　（略）

額に含まれる給料の調整額には適用しない。

一　市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町給与条例」という。）第九条に規定するへき地手当

二　市町給与条例第十条に規定するへき地手当に準ずる手当

（市町立学校職員の時間外勤務手当等の算定に関する経過措置）

10　当分の間、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十七号）附則第三条第一項及び附則第八項の規定（附則第八項ただし書を除く。）は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料の月額には適用しない。

一　市町給与規則第十三条の規定により給与規則第二十四条第四項第二号に規定する特地勤務手当を読み替えて適用するへき地手当

二　市町給与規則第十三条の規定により給与規則第二十四条第四項第三号に規定する特地勤務手当に準ずる手当を読み替えて適用するへき地手当に準ずる手当

（職員の給与に関する条例附則第十項等の規定による給料に関する規則の一部改正）

第七条　職員の給与に関する条例附則第十項等の規定による給料に関する規則（令和四年広島県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1　（略） 2　当分の間、第四条から第十条までの規定中「当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。」とあるのは、「当該額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。」とする。	附則 1　（略） 2　当分の間、第四条から第十条までの規定中「当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。」とあるのは、「当該額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。」とする。

第八条　職員の給与に関する条例附則第十項等の規定による給料に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。	附　則 1　この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。 2　当分の間、第四条から第十条までの規定中「当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。」とあるのは、「当該額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。」とする。

附　則

（施行期日）

1　この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年六月一日から、第三条、第六条及び第八条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（令和六年改正条例附則第四条の規定が適用される間の読替え）

2　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、職員の給与の支給に関する規則（以下「規則」という。）第十五条の三第一項中「給与条例第十条第一項ただし書の」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年広島県条例第四十二号）附則第四条の規定により読み替えられた給与条例（以下「読替え後の給与条例」という。）第十条第一項に規定する職務の級が本庁の局長に相当する職務にある職員として」と、規則第十五条の三第二項中「給与条例」とあるのは、「読替え後の給与条例」と、規則第十六条第一項中「新たに給与条例」とあるのは「新たに読替え後の給与条例」と、規則第十六条の三第一項及び第三項中「給与条例」とあるのは「読替え後の給与条例」とする。

（本庁の部長に相当する職務にある職員）

3　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年広島県条例第四十二号）附則第四条により読み替えられた給与条例第十条第一項に規定する職務の級が本庁の部長に相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員は、規則第十五条の三第一項及び第二項に規定する職員とする。